

高根沢町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針（概要版） R7(2025).12

◎ 方針策定の趣旨

少子化の中でも将来にわたり、まずは生徒が、次に児童生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示すものです。

◎ 方針の主な内容

1 学校部活動

高根沢町中学校部活動の在り方に関する方針(H31.3)に準じます。

- (1) 適切な運営のための体制整備をします。
- (2) 安全管理を徹底します。
- (3) 合理的・効率的・効果的な活動を推進します。
- (4) 適切な休養日等を設定します。
- (5) 生徒のニーズを踏まえた環境を整備します。

2 新たな地域クラブ活動

- (1) 適切な運営や効率的・効果的な活動を進めます。
運営主体、指導者、活動内容、活動場所等
- (2) 学校との連携を図ります。

3 地域展開等に向けた環境整備

- (1) まずは休日の地域展開を段階的に進めます。
- (2) 検討体制を整備します。

4 大会等の在り方の見直し

- (1) 大会参加機会を確保します。
- (2) 引率や運営に係る体制を整備します。

高根沢町教育委員会生涯学習課

〒329-1217 栃木県塩谷郡高根沢町大字太田 746-3

TEL:028-675-3175、FAX:028-675-3173

E-Mail:syougai@town.takanezawa.tochigi.jp

URL: <https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/learning/manabi/jigyo/>

目次

I はじめに	1
II 本方針策定の趣旨等	2
III 学校部活動	2
1 適切な運営のための体制整備	2
2 学校部活動における安全管理の徹底	4
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	4
4 適切な休養日等の設定	5
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	6
6 学校部活動の地域展開等	7
IV 新たな地域クラブ活動	8
1 新たな地域クラブ活動の在り方	8
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	8
3 学校との連携等	13
V 学校部活動の地域展開等に向けた環境整備	14
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	14
2 休日の学校部活動の地域展開等の段階的推進	16
3 総合的・計画的な取組	16
VI 大会等の在り方の見直し	16
1 生徒の大会等の参加機会の確保	16
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	17
3 生徒の安全確保	17
4 大会等の在り方	18
VII 終わりに	19
VIII 高根沢町部活動地域移行推進委員会	19

I はじめに

高根沢町教育委員会（以下「町教委」という。）では、これまで栃木県教育委員会（以下「県教委」という。）が策定した「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（平成30（2018）年9月策定）及び「栃木県文化活動の在り方に関する方針」（平成31（2019）年3月策定）に基づき、「高根沢町中学校部活動の在り方に関する方針」（平成31（2019）年3月）を策定し、適切な部活動の運営に向けた取組を推進してきた。

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進行する中、学校規模も縮小し、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況もある。また、専門性や意思がかかわらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

本町生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

このような中、令和4（2022）年12月にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を示し、さらに、令和6（2024）年3月に県教委が「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を示したことから、これらを踏まえた本町の学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化芸術クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への展開に取り組むべく、このたび、これまでの運動部活動及び文化活動の在り方に関する方針を統合した上で、「高根沢町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定するものである。

なお本方針は、平日展開を見据えたものではあるが、休日展開を中心としてイメージしている。